育児休業促進兼コミュニケーション活性化行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年１１月１日～令和１３年１０月３１日までの５年間

２．内容

目標１：将来的に「育児休業取得率100%」及び「１か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を２０%以上とする。

＜対策＞

- ２０２６年１２月～　　トップによる仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージの発信
- ２０２７年２月～　　産前産後休業および育児休業についての情報周知

目標２：従業員がコミュニケーションを取りやすい職場づくり

＜対策＞

- ２０２６年１２月～　　トップによるコミュニケーション活性化に向けたメッセージの発信および挨拶の徹底